平成２５年（フ）第５８６７号
大阪市旭区新森３丁目７番８号　新森マンション302号
債務者　山﨑　三郎
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３４号
大阪市東成区中道３丁目10番14号　エムハイム鹿島601号
債務者　植野　泰世
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９２号
大阪府八尾市竹渕西５丁目70番地の３
債務者　折田　純代
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３５号
大阪市旭区太子橋１丁目２番23―701号
債務者　川﨑　　明
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目５番８号
債務者　川島　芳恵
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―103号
債務者　吉原　克子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３号
大阪市北区本庄東３丁目６番６―1402号
債務者　大塚　貴志
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９０号
堺市西区鳳西町２丁304番地２
債務者　長砂　圭二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１６号
堺市美原区小寺399番地９
債務者　山瀬（旧通称井上）こと　丁　多美江
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２８号
堺市中区八田南之町162番地３、前住所堺市美原区太井544番地２
債務者　土谷　和央
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６３号
大阪府松原市北新町３丁目17番25号
債務者　鳴瀬　勝博
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０２号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目697番地の２、旧店舗大阪府大阪狭山市茱萸木５―656、住民票上の前住所堺市東区日置荘北町１丁11番３号
債務者　居酒屋楽こと　髙橋　和代
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市中庄403番地３　ニューシティ１―101号
債務者　山本　徹也
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
岡山県倉敷市庄新町７番１―16号
債務者　嘉原　健太
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
山形県米沢市春日３丁目11番19号　清野アパート22号室
債務者　瀧澤　桂子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２２６６号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目２番103号
債務者　古田　　保
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
徳島県美馬市穴吹町口山字中野宮727番地19
債務者　岩本　安代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所美馬支部